

山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出要領

(目的)

第1条 県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工された設備、県内で開発された技術を用いた再生可能エネルギー関連設備及び省エネルギー関連設備（以下、「再生可能エネルギー関連設備等」という。）について、県内の住宅等への導入を促進することにより、地産地消によるふるさと産業の振興を図るとともに、民生部門におけるCO₂排出量の削減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「県内企業」とは、県内に工場・事業場を置くとともに、県内で生産活動を営み又はサービスの提供を行う企業をいう。

2 この要領において「再生可能エネルギー関連設備」とは、再生可能エネルギー源を電気・熱エネルギーに変換する設備・技術をいう。

3 この要領において「省エネルギー関連設備」とは、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備・技術をいう。

4 この要領において「再生可能エネルギー源」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第2条第4項に基づくものとする。

(届出)

第3条 県内企業等は、自ら又は県内企業が製造・加工する再生可能エネルギー関連設備等、又は自らが住宅等に施工を行う再生可能エネルギー関連設備等（以下「県産再エネ関連設備等」という。）について、別記様式1により知事に届出を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による届出が、この要領の条件を満たすものであれば、これを受理するものとする。

(対象及び設備基準)

第4条 知事に届出を行う県産再エネ関連設備等とは、別表1に掲げる要件のいずれかに該当する設備・技術とし、別表2に定めるものとする。

2 県産再エネ関連設備等は、別表3に掲げる「設備基準」のいずれかに適合しなければならない。

(有効期間)

第5条 第3条の規定による届出の有効期間は、特に定めないものとする。

(変更の届出)

第6条 第3条第1項の規定による届出を行った者（以下「届出事業者」という。）は、当該設備の届出内容に変更が生じた場合は、ただちに別記様式2により知事に届け出なければならない。

(届出の取下げ)

第7条 届出事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに別記様式3により届出の取下げを行わなければならない。

- (1) 届出を行った設備等の製造・加工又は施工を中止し、再開の見通しが無いとき。
- (2) 届出を行った設備等について、届出を継続する意思が無いとき。
- (3) 別表1に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(届出事業者の責務)

第8条 届出事業者は、関係法令等を遵守し、適正な製造・加工、販売・施工を行わなければならない。

2 届出事業者は、届出設備等の製造・加工又は販売・施工に当たって、当該設備等の規格及び安全性を保持しなければならない。

(届出の受理の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、届出の受理を取り消すことができる。

- (1) 届出を受けた設備等が第4条に定める要件に適合しないことが判明したとき。
- (2) 届出事業者が正当な理由なく第6条に規定する変更の届出をしなかったとき。
- (3) 届出事業者が第8条に規定する届出事業者の責務に違反していると判断したとき。
- (4) 届出事業者が正当な理由なく第11条に規定する報告、立ち入り、調査、改善に応じなかったとき。

2 前項の規定による届出の取消しにより損失が生じた場合においては、届出事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第10条 県は、届出を受けた設備等について、県のホームページに掲載するなど、当該設備等の情報発信、普及啓発に努めるものとする。

(報告等)

第11条 知事は、この要領の施行に必要な範囲内において、届出事業者から報告を求め、又は届出事業者の同意のもとに職員を届出事業者の事務所又は工場に立ち入らせ、届出を受けた設備等に係る帳簿書類、設備その他関係物件を調査することができる。

2 知事は、この要領の適正な施行のため、届出事業者に対し必要な改善を求めることができる。

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、山口県環境生活部環境政策課において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

山口県産再生可能エネルギー関連設備等の対象要件

区 分	対 象 要 件
1 県内製造型	県内企業が県内で製造・加工した再生可能エネルギー関連設備等 注 1) 再生可能エネルギー関連設備等の主要機能を構成するユニット等の製造・加工を含む
2 県内原材料加工型	県内企業が県内で製造・加工した物品等を原材料として製造・加工された再生可能エネルギー関連設備等 注 1) この場合は、県産の原材料が当該設備全体の重量 50% 以上であること 注 2) 県産の原材料が、再生可能エネルギー関連設備等の主要機能を構成する部材に使用されている場合にあっては、50%未満でも対象設備とする場合があること
3 県内技術活用型	県内企業の再生可能エネルギー・省エネルギー関連の技術
4 県内省エネ・再生エネ一体型	県内企業が県内企業の省エネ技術・設備と一体的に組み合わせて製造・加工等した再生可能エネルギー関連設備等

別表 2 (第 4 条関係)

山口県産再生可能エネルギー関連設備等の対象設備

対 象 設 備		
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備	
太陽熱利用給湯システム	分離型 (強制循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムであるもの
	一体型 (自然循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで貯湯部分と集熱器部分が一体となった自然循環型のシステムであるもの
太陽熱利用空調システム	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて住宅の空調等に利用するシステムであるもの	
地中熱利用システム	年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし住宅の空調等に利用するシステムであるもの	
ペレットストーブ	木質ペレットを熱源とし住宅の暖房等に利用するシステムであるもの	
家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガス、LPガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の熱を給湯等に利用するシステムであるもの	

別表3（第4条関係）

山口県産再生可能エネルギー関連設備等の設備基準

区 分	設 備 基 準
太陽光発電システム基準	一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けた設備、又は太陽光発電普及拡大センター（J - P E C）が住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助対象適合機種として登録していた設備
太陽熱利用給湯システム基準	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けた設備
ペレットストーブ基準	暖房出力(kW)の根拠となる試験結果を有しており、燃焼温度、排気温度、一酸化炭素濃度の測定、異常時の警報等の機能及び自動消火の安全設備を有すること
家庭用燃料電池(エネファーム)基準	一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象として機器指定した設備
C O 2 削 減 基 準	住宅の新築・改築時等における対象設備の導入により、設備を導入しない場合に比べて、C O 2 削減量が年間0. 3 t - C O 2 以上、又はC O 2 削減率が1 0 %以上となる設備

別紙

別表 1（第 4 条関係）の対象設備等の該当項目について記入すること。

□(1) 県内製造型

設備を製造・加工する山口県内の企業	企業名	
	住所	
山口県内で製造・加工する届出設備の名称		

□(2) 県内原材料加工型

原材料名		
原材料を生産する山口県内の企業	企業名	
	住所	
山口県産の原材料を使用している届出設備の構造部の名称		
山口県内の原材料の取引状況	年度	
	取引数量	k g
	取引金額	円
届出設備における重量比率	代表的な型式名	
	届出設備全体の重量(A)	k g
	うち山口県産の原材料の重量(B)	k g
	重量比率(B)／(A)	%

□(3) 県内技術活用型

技術が登録された制度等の内容	制度名	
	登録番号	

例) 特許権等

□(4) 県内省エネ・再エネ一体型

県内で製造・加工された省エネ設備の概要	設備の名称	
	製造企業	
	製造場所	
	CO2削減効果	

※県内で製造・加工された省エネ設備とは、県内で製造・加工したもので、住宅の新築・改築時等における設備の導入により、設備を導入しない場合に比べて、CO2削減量が年間0.3t-CO2以上、又はCO2削減率が10%以上となる設備。CO2削減効果は算出根拠を添付。

別記様式 2

山口県産再生可能エネルギー関連設備等変更届出書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所

企 業 名

代 表 者

印

山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出要領第6条の規定により、下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

設備等名称	
変更の理由	

2 添付書類

(1) 山口県再生可能エネルギー関連設備等届出書（別記様式1）

別記様式 3

山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出取り下げ書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所

企 業 名

代 表 者

印

山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出要領第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設備等名称	
取り下げの理由	

届出手続の流れ

〈募集から公開まで〉

届出	届出事業者	①届出書（別記様式1）を事前に送付	山口県環境政策課
	◆再生可能エネルギー関連設備等を製造・加工等する企業	②内容を確認して、受理可能な連絡 ③代表者印を押印した届出書を提出	◆地球温暖化対策班 (TEL) 083-933-2690 (FAX) 083-933-3049 (メールアドレス) a15500@pref.yamaguchi.lg.jp
■届出制度であるため、届出事業者は、届出を行う設備が県の定める「対象(別表1)」及び「設備基準(別表3)」に適合することを立証すること			
確認・受理	④県は、届出された設備等が「対象(別表1)」及び「設備基準(別表3)」に適合していることを再度確認した上で、適合していれば届出書を受理		
登録	⑤県は、受理した届出書を「山口県産再生可能エネルギー関連設備等届出簿」に登録		
公開	⑥県は、登録した設備を県のホームページに掲載		

〈変更・取り下げ〉

変更	◆届出事業者は、設備等の届出内容に変更が生じた場合は、変更届出書（別記様式2）を提出	県は変更届出書の内容を確認して、受理
取り下げ	◆届出事業者は、設備等の製造・加工又は施工を中止して再開の見込みがないとき、或いは届出を継続する意志がないときは、届出取り下げ書（別記様式3）を提出	県は当該設備等を届出簿から抹消し県のホームページから削除